



第二十六条号による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第二十六条の八第一項第二号において同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。同号口において同一号による大学を含む。同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後三年以上省令で定める学科を修めたもの。

四 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者ハ国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

五 第二十九条第三項又は第五項の規定により、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

六 許可を受けようとする建設業に係る建設工事の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなりたつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に係る建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定によ

る通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までに第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの。

四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

五 第二十九条第三項又は第五項の規定により、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

六 許可を受けようとする建設業に係る建設工事の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること

がなくなりたつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に係る建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定によ

ら第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの。

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用者のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する旨の同条の規定による届出があつた（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）

十三 個人で政令で定める使用者のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第二十九条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第二十九条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により許可を取り消される以前から、建設業者により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの。

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者（許可換えの場合における従前の許可の効力）

十五 許可に係る建設業者が、毎事業年度終了の時第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者が許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。）において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が前項各号の規定により建設業者に許可を受けたときと同様に、その効力を失う。

十六 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなるたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなるたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなるたとき。

四 許可に係る建設業者は、営業所に置く営業所技術者が当該営業所に置かれなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

五 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたと



都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。  
イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。  
ロ 合併存続法人が該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。  
建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合（当該建設業者である法人（以下「この条において「分割被承継法人」といいう。）（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人（分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては分割承継法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、分割被承継法人等（分割被承継法人、分割によりその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であつて分割被承継法人でないもの及び分割承継法人をいう。）が、あらかじめ該分割について国土交通省令で定めるところにより次の各号による建設業者としての地位を承継する。  
一 分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣  
二 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣  
三 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該都道府県知事が同一に該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

四 第七条及び第八条の規定は一般建設業の許可を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人（以下この条において「譲渡人等」という。）に係る前三項の認可について、第八条及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受けている譲渡人等に係る前三項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第七条及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の二第一項に規定する譲受人、同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」と読み替えるものとする。

五 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は譲受人、合併存続法人若しくは分割承継法人が受けている建設業の許可について第三条の第二項の規定により付された条件（この項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。第二十九条第二項において同じ。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付すことができる。この場合においては、第三条の二第二項の規定を準用する。

六 第一項から第三項までの規定により譲渡人等の建設業者としての地位を承継した譲受人等（建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下のこの条において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定める建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可は、その効力を失う。

一 国土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき（当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等

の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）が他の都道府県知事の許可を受けている譲受人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

五 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、都道府県知事の許可を受けている二以上の譲渡人等の地位を承継したとき（当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）当該都道府県知事の許可に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）をいう。（以下この項において同じ。）に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。

（相続）

第十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の當んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の當んでいた建設業の全部を引き継ぎ當もうするととき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場

合を除く。)は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十二日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じて該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならぬ。

一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣

二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

3 2 1  
相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした建設業の許可は、その相続人に対してものみなす。

第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人の承継による建設業者としての地位を承継する。

5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

### 第三章 建設工事の請負契約

#### 第一節 通則

(建設工事の請負契約の原則)

**第十九条** 建設工事の請負契約の当事者は、各自の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期  
四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容  
五 請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法  
六 当当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め  
七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め  
九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め  
十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め  
十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期  
十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法  
十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容  
十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金  
十五 契約に関する紛争の解決方法  
十六 その他国土交通省令で定める事項

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じたものは、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（現場代理人の選任等に関する通知）

#### 第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に

工事現場に現場代理人を置く場合においては、

当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現

場代理人の行為についての注文者の請負人に對

する意見の申出の方法（第三項において「現場

代理人に関する事項」という。）を、書面によ

り注文者に通知しなければならない。

（発注者に対する勧告等）

#### 第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

#### 第十九条の五 請負者は、その注文者に対する意

見の申出の方法（第四項において「監督員に關する事項」とい

う。）を、書面により請負人に通知しなければ

ならない。

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通

知等）

#### 第二十条 建設工事の注文者は、当該建設工

事について、地盤の沈下その他の工期又は請負

代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省

令で定める事象が発生するおそれがあると認め

るときは、請負契約を締結するまでに、国土交

通省令で定めるところにより、建設業者に対し

て、その旨を当該事象の状況の把握のため必要

な情報と併せて通知しなければならない。

#### 第二十一条 建設業者は、その請け負う建設工事につ

いて、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価

格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響

を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象

が発生するおそれがあると認めるときは、請負

契約を締結するまでに、国土交通省令で定める

事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通

知しなければならない。

#### 第二十二条 建設業者は、建設工事の請負契約を締

結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別

ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並び

に工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な

日数を明らかにして、建設工事の見積りを行う

よう努めなければならない。

#### 第二十三条 建設業者は、建設工事の注文者から請求があ

つたときは、請負契約が成立するまでの間に、

建設工事の見積書を交付しなければならない。

（契約の保証）

#### 第二十四条 建設工事の請負契約において請負

事の注文者の承諾を得て、当該申

出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場

合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めな

ければならない。

した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

#### 第十九条の五 請負者は、その注文した建設工事

を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

#### 第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

#### 第二十条 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

#### 第二十一条 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

#### 第二十二条 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

#### 第二十三条 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

#### 第二十四条 建設業者と請負契約を締結した發

注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第二

条第一項に規定する事業者に該当するものを除

く。）が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認

めるときは、当該建設業者の許可をした国土交

通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し

て必要な勧告をすることができる。

- する前に、保証人を立てるなどを請求することができる。但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。
- 2 前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。
- 一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人
  - 二 建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者
- 3 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金払をしないことができる。（括下請負の禁止）
- 第二十二条** 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。
- 3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
- 4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることはできる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。
- 第二十三条** 注文者は、請負人に對して、建設工事の施工につき著しく不適当と認められる下請書面による承諾をしたものとみなす。

- 2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する限りでない。

3 建設業者は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に對して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

4 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に對して、資材の購入、労働者の募集となつた下請契約に係る下請代金の支払が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は時金の受入れ及び資金の融通をする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

**第二十四条の四** 元請負人は、下請負人からその工事の施工について建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から二十日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。（不利益取扱いの禁止）

**第二十五条の二** 下請負人は、その請け負つた建設工事を施工するためには、その請け負つた建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

**第二十六条** 委託その他のいかなる名義をもつてすらがあるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に對して、その理由を報告しなければならない。（請負契約とみなす場合）

**第二十七条** 委託その他のいかなる名義をもつてすらあるかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

**第二十八条** 元請負人の義務（下請負人の意見の聴取）

**第二十九条の二** 元請負人は、その請け負つた建設工事を施工するためには、必要な工程の細目、作業方法その他の元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならぬ。（下請代金の支払）

**第二十九条の三** 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後ににおける支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対し、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内にかつ、できる限り短い期間内に支払わなければならぬ。

2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしてしなければならない。

3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に對して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならぬ。

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者と定めた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は時金の受入れ及び資金の融通をする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

**第二十九条の四** 元請負人は、下請負人からその商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める

する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

**第二十九条の五** 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又是次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

**第二十九条の六** 特定建設業者が注文者となつた下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。における下請代金の支払期日は、第二十一条の四第二項の申出の日（同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に支払われなければならない。

2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において定められなければならない。

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が、その下請負人の指導に努めるものとする。

**第二十九条の七** 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負人の指導に努めるものとする。

4 特定建設業者が注文者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対する罰則とする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負つた建設工事の下請負人である労働者の使用に関する法規の規定に違反していると認めたときは、

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が、当該違反している事実を是正しないときは、

4 特定建設業者は、当該建設業を営む者が同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

**第二十九条の八** 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するためには、下請契約の請負額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定める

ことにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める

たときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

2 元請負人は、前項の検査によつて建設工事の施工について建設工事法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築工事の施工を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に對して、その理由を報告しなければならない。

3 第二十九条の二第二項の規定により建設工事の施工について建設工事法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築工事の施工を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に對して、その理由を報告しなければならない。

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は時金の受入れ及び資金の融通をする者をいう。）による割引を受けること

が困難であると認められる手形を交付してはならない。

事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を當む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を當む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めることにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

**第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理**

(建設工事紛争審査会の設置)

**第二十五条** 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会(以下「審査会」といいう。)は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争(以下「紛争」という。)につきあつせん、調停及び仲裁(以下「紛争処理」という。)を行ふ権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。(審査会の組織)

**第二十五条の二** 審査会は、委員をもつて組織し、中央審査会の委員の定数は、十五人以内とする。

2 委員は、人格が高潔で識見の高い者の中から、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。

3 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

**第二十五条の三** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 2 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

4 委員は、非常勤とする。

**第二十五条の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。  
 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から五年を経過しない者  
 三 当事者の双方が建設業者であつて、許可を受けた行政府を異にするとき。  
 四 土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けた建設業者であるとき。

**第二十五条の五** 土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を解任しなければならない。

**第二十五条の六** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 職務上の義務違反その他委員たるに適しないとき、非行があると認められるとき。(会議及び議決)

3 審査会は、会長又は第二十五条の一第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。(特別委員)

**第二十五条の七** 紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

3 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。

2 この法律に規定するもののはか、特別委員に閑し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質)

**第二十五条の八** 都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定の適用については、同法第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。

**第二十五条の九** 中央審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。  
 一 当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき。  
 二 当当事者の双方が建設業者であつて、許可を受けた行政府を異にするとき。

3 当当事者の一方のみが建設業者であつて、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。

2 都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一 当当事者の双方が当該都道府県の知事の許可を受けた建設業者であるとき。

2 その任命に係る委員が次条の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。

3 一 身心の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しないとき、非行があると認められるとき。

3 一 職務上の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

4 四 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

3 前二項の規定にかかるわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

4 第二十五条の十 紛争処理の申請

3 第二十五条の十一 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならない。

(あつせん又は調停の開始)

2 第二十五条の十二 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行ふ。

3 第二十五条の十三 審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。

2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めなければならない。

(調停)

**第二十五条の十四** 審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めると、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(あつせん又は調停の打切り)

**第二十五条の十五** 審査会は、あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができ。

2 審査会は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

**第二十五条の十六** 前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴え提起したときは、時効の完成猶予に関しては、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

基き、あつせん又は調停を行ふ必要があると決議したとき。

あつせん委員がこれを行ふ。

あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めなければならない。

あつせん委員がこれを行ふ。

あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めなければならない。

## 第一十五条の十七

(訴訟手続の中止)  
**第二十五条の十七** 紛争について当事者間に訴訟手続が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

(立入検査)

十一 審査会は、仲裁を行う場合  
があると認めるときは、当事者の

建設業者は、その労働者が有する知識、技能等の能力についての公正な評価に基づき適正な賃金の支払その他労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

士交通大臣が同号印に掲げる者と同等以上の能  
力を有するものと認定した者)で当該工事現場  
における建設工事の施工の技術上の管理をつか  
さるもの(以下「監理技術者」という。)を置か  
なければならぬ。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の  
者が利用する施設若しくは工作物に関する重要  
な建設工事で政令で定めるものについては、前  
二項の規定により置かなければならない主任技  
術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任  
者のでなければならない。ただし、次に掲げる  
主任技術者又は監理技術者については、この限  
りでない。

2

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者イ 当該建設工事の清賃代金の領収令で定

□ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体は、  
△ 金額未満となるものであること。

、生丘支所又は笠原支所が当該建設工事の確保のために必要な事項に関する国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

主任技術者は監理技術者が当該複数工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法によつて行つてはならない。

二  
より行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものである」と。  
当該建設工事の工事現場ごと、当該監理技術者

4  
者に準する者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者  
前項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任技術者又は監理

5 今で定める数を超えるときは、適用しない。  
第三項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者（同項より専任の者でなければならぬ監理技術者と含む。次項による。）は、第二十二



八 イ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有する者に該当するものとして次の一いずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の六の規定により登録申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合については、建設業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習（以下「講習」という。）を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地（登録の更新）

第二十六条の九 第二十六条第五項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録について準用する。

（講習の実施に係る義務）

第二十六条の十 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第二十六条の八第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習を行わなければならぬ。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の六の規定により登録申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合については、建設業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習（以下「講習」という。）を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地（登録の更新）

第二十六条の九 第二十六条第五項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録について準用する。

（講習の実施に係る義務）

第二十六条の十 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第二十六条の八第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習を行わなければならぬ。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者は、当該事項を記載した書面の交付の請求を変更しようとするときは、変更しようとする旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（講習規程）

第二十六条の十一 登録講習実施機関は、第二十六条の八第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする旨の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（講習規程）

第二十六条の十二 登録講習実施機関は、講習に関する規程（次項において「講習規程」という。）を定め、講習の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。（講習規程）

第二十六条の十三 登録講習実施機関は、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならぬ。（業務の休廃止）

第二十六条の十四 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代え电磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該电磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。（帳簿の記載）

第二十六条の十五 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の十の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対する改善命令（改善命令）

第二十六条の十六 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の十の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による講習を行なへべきことと/orし、同条の規定による講習を行なへべきことと認めることを命ずることができる。（改善命令）

第二十六条の十七 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の十一から第二十六条の十三まで、第二十六条の十四第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十四第二項各号の請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十六条第五項の登録を受けたとき。

（立入検査）

第二十六条の二十一 国土交通大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、その職員に、登録講習実施機関の事務所に立ち入り、その業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。（立入検査）

第二十六条の二十二 国土交通大臣は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（公示）

第二十六条の二十三 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第五項の登録をしたとき。

二 第二十六条の十一の規定による届出があつたとき。

三 第二十六条の十三の規定による届出があつたとき。

四 第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関に対し講習の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出があつたとき。

五 第二十六条の十九の規定により第二十六条第五項の登録を取り消し、又は講習の停止を命じたとき。

第二十六条の二十四 国土交通大臣は、講習を行なう者がいないとき、第二十六条の十三の規定による講習の全部又は一部の停止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の十七の規定による届出があつたとき。

第二十六条の二十五 国土交通大臣は、登録講習実施機関が前項の規定により講習の引継ぎ又は一部を自ら行なう場合における講習の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

第二十六条の二十六 国土交通大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、登録講習実施機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができるものと認める。（報告の徴収）

第二十六条の二十七 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次条の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の十一から第二十六条の十三まで、第二十六条の十四第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十四第二項各号の請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十六条第五項の登録を受けたとき。

（立入検査）

第二十六条の二十八 登録講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（国土交通大臣による講習の実施）

第二十六条の二十九 国土交通大臣は、講習を行なう者がいないとき、第二十六条の十三の規定による講習の全部又は一部の停止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の十七の規定による届出があつたとき。

第二十六条の三十 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

## (技術検定)

- 第二十七条** 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。
- 2 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。
- 3 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 5 國土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する。
- 6 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。
- 7 第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができ。それぞれ政令で定める称号を称することができ。

## (指定試験機関の指定)

- 第二十七条の二** 國土交通大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、第一次検定又は第二次検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 國土交通大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。

## (指定の基準)

- 第二十七条の三** 國土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 三 試験事務以外の業務を行つていている場合は、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。

2 國土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

## (秘密保持義務等)

- 一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。
- 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
- イ 第二号に該当する者

## (指定の公示等)

- 第二十七条の四** 國土交通大臣は、第二十七条の二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

## (指定の公示等)

- 第二十七条の五** 第二項の規定による命令の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

## (指定試験機関の役員の選任及び解任)

- 2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

## (指定試験機関の役員の選任及び解任)

- 3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

## (役員の選任及び解任)

- 第二十七条の六** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、國土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## (指定試験機関の役員の選任及び解任)

- 2 國土交通大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第二十七条の八第一項の試験事務に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

## (監督命令)

- 第二十七条の七** 指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。）次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (秘密保持義務等)

- 第二十七条の八** 指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

## (試験事務規程)

- 第二十七条の九** 指定試験機関は、國土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、國土交通大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## (試験事務の休廃止)

- 第二十七条の十** 指定試験機関は、國土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

## (報告徵収及び立入検査)

- 第二十七条の十一** 國土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務に關する監督上必要な命令をすることができる。

## (報告徵収及び立入検査)

- 第二十七条の十二** 國土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要な限度において、指定試験機関に対して試験事務の状況に関する必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

## (報告徵収及び立入検査)

- 2 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## (報告徵収及び立入検査)

- 第二十七条の十三** 指定試験機関は、國土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

## (報告徵収及び立入検査)

- 2 國土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

## (報告徵収及び立入検査)

- 3 國土交通大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

## (報告徵収及び立入検査)

- 第二十七条の十四** 國土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならない。

五 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

**第二十七条の十五** 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対して試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十七条の二第三項の規定にかかるわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてある試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第二十七条の十六** 第一次検定若しくは第二次検定を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関)に納めなければならない。

前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定については、指定試験機関の上級行政とみなす。

（監理技術者資格者証の交付）

**第二十七条の十八** 国土交通大臣は、監理技術者資格(建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により国土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号ロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。)を有する者の申請により、その申請者に対する監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する監理技術者資格、建設業の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載するものとする。

第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有するときは、これらを併せて記載した資格者証を交付するものとする。

資格者証の有効期間は、五年とする。

(指定資格者証交付機関)

**第二十七条の十九** 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。

国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一般社団法人又是一般財團法人以外の者で行わないものとする。

（国土交通省令への委任）

**第二十七条の二十二** この章に規定するもののほか、第二十六条第五項の登録及び講習の受講並びに第二十七条の十八第一項の資格者証に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第四章の二** 建設業者の経営に関する事項（経営事項審査）

第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号」(第三号を除く。)の二に」とあるのは「第二十七条の十九第三項第一号に」と、同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「第二十七条の十又は第二十七条の二十」と、同項第一に」とあるのは「第二十七条の五第二項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十二」とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

(事業計画等)

**第二十七条の二十** 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の規定により指定資格者証交付機関に納められた手数料は、指定試験機関に納めなければならない。

（国土交通省令への委任）

**第二十七条の二十二** この章に規定するもののほか、第二十六条第五項の登録及び講習の受講並びに第二十七条の十八第一項の資格者証に関する事項

（経営状況分析）

**第二十七条の二十四** 前条第二項第一号に掲げる事項の分析(以下「経営状況分析」という。)については、第二十七条の三十一の規定及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録経営状況分析機関」という。)が行うものとする。

(経営状況分析)

前項の規定により登録された申請書を受けた事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営状況分析の結果の通知）

**第二十七条の二十五** 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営



第二十六条の十 第三十五条	第二十六条の九 第三十五条	講習の全 ての業務の全部	講習実施 機関の行 う講習の登 録	当該登録 講習	同条の規 定による これらの規定 による経営状 況分析の業務 その登録
（経営状況分析の義務）	（経営状況分析の義務）	（経営状況分析の義務）	（経営状況分析の義務）	（経営状況分析の義務）	（経営状況分析の義務）
<b>第二十七条の三十三</b> 登録経営状況分析機関は、 経営状況分析を行うことを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、経営 状況分析を行わなければならない。 （秘密保持義務）	<b>第二十七条の三十三</b> 登録経営状況分析機関は、 経営状況分析の業務に関して知り得た秘密を漏 らしてはならない。 （国土交通大臣又は都道府県知事による経営状 況分析の実施）	<b>第二十七条の三十五</b> 国土交通大臣又は都道府県 知事は、第二十七条の二十四第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十三の規定による経営状況分析の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十七の規定により第二十七条の二十四第一項の登録を取り消し、又は登録経営状況分析機関に対し経営状況分析の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録経営状況分析機関が天災その他の事由により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他国土交通大臣が必要があると認めるときは、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。	<b>第二十七条の三十五</b> 国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつた場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。 国土交通大臣又は都道府県知事が第一項の規定により経営状況分析の業務の全部又は一部を	<b>第二十七条の三十五</b> 国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつた場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。 国土交通大臣又は都道府県知事が第一項の規定により経営状況分析の業務の全部又は一部を	<b>第二十七条の三十五</b> 国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつた場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。 国土交通大臣又は都道府県知事が第一項の規定により経営状況分析の業務の全部又は一部を

自ら行う場合における経営状況分析の業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

第五章 监督

つ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

六  
七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を  
建設業者が、第三条第一項の規定に違反し  
て同項の許可を受けないで建設業を営む者と  
下請契約を締結したとき。

自ら行う場合における経営状況分析の業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

4 第二十七条の三十の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が行う経営状況分析を受けようとする者について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により経営状況分析の業務の全部若しくは一部を自ら行うことをとどめるとき、又は自ら行つていた経営状況分析の業務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を当該都道府県の公報に公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第二十七条の三十六 この章に規定するもののか、経営事項審査及び第二十七条の二十八の再審査に関し必要な事項は、国土交通省令で定めること。

（届出）

### 第四章の三 建設業者団体

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（報告等）

### 第二十七条の三十八 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関するとして報告を求めることができる。 （建設業者団体等の責務） 2 第二十七条の三十九 建設業者団体は、その事業を行つては、建設工事の担当手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担当手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。 第二十七条の四十 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑化を図るため、国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担当手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第五章 监督

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

(指示及び営業の停止)  
**第五章 監督**  
**第二十八条** 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百一十七号。以下「入札契約適正化法」という。)第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。)、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。)第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定に違反した場合にはおいては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

**三 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき。**

**二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。**

**三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等)又は政令で定める使用者がその業務に關し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。**

**四 建設業者が第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十六条の三第九項の規定に違反したとき。**

**五 第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者は又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。**

つ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と  
営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と  
より営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定に基づき工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対する、必要な指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二 請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。

九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対する、必要な指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二 請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県の区域において営業を行うものが、当該都道府県の区域内において営業を行つたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき、請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。



処分に係る弁明の機会の付与を行う場合について準用する。

### 第六章 中央建設業審議会等

#### 第三十三条 削除

(中央建設業審議会の設置等) 第三十四条 国土交通省に、中央建設業審議会を置く。

中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

前項に規定するもののほか、中央建設業審議会は、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。(中央建設業審議会の組織)

第三十五条 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

中央建設業審議会の委員は、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから任ら、国土交通大臣が任命する。

建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。(準用規定)

第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第三十五条の三第四項、第二十五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用する。

中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから互選する。会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、中央建設業審議会の所掌事務その他中央建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

(都道府県建設業審議会)

都道府県建設業審議会に応じ建設業の改善に関する重要な事項を調査審議させたため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。

都道府県建設業審議会に応じ必要な事項は、条例で定める。

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第三十九条の三 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。

社会資本整備審議会は、建設業に関する事項について関係各庁に意見を述べることができ

る。

### 第七章 雜則

(電子計算機による処理に係る手続の特例等)

第三十九条の四 許可申請書の提出その他のこの法律の規定による国土交通大臣又は都道府県知事事(登録経営状況分析機関を含む)に対する

手続であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「特定手続」という。)については、国土交通省令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。同項目において同じ。)の提出により行うことができる。

前項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定したこの法律の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、この法律の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合においては、磁気ディスクへの記録をもつて書面への記載とみなす。

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負つたものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定めた場合において、必要があると認めるときは、当該建設工事に

める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

(表示の制限)

第四十一条の二 建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(国土交通大臣による調査等)

第四十条の四 国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に從事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な調査を行い、その結果を公表するものとする。

国土交通大臣は、中央建設業審議会に対し、第三十四条第二項に規定する基準の作成に資するよう、前項の調査の結果を報告するものとする。この場合において、国土交通大臣は、中央建設業審議会の求めがあつたときは、その内容について説明をしなければならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使っている労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた建設業者製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらぬ場合において、同項の建設業資材と同一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定めた場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者製造業者等

における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に際し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めると認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者製造業者等に対する勧告及び命令等

造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡しした建設資材製造業者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

5 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（公正取引委員会への措置請求等）

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反していいる事實があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第二百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。）である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、下請負人の営業は、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

（中小企業庁長官による措置）

第四十二条の二 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に、元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 中小企業庁長官は、第一項の規定による報告徵収又は立入検査の結果中小企業者である下請負人は、前項の規定による立入検査について準用する。

負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反していいる事實があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

5 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（公正取引委員会への措置請求等）

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反していいる事實があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その旨を通知しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 都道府県知事がこの法律を施行するため必要とする経費は、当該都道府県の負担とする。

（参考人の費用請求権）

第四十四条 第三十一条の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（経過措置）

第四十四条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第四十四条の三 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十五条 登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員で経営状況分析の業務に従事するものが、その職務に関し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者であつた者が、その在職中に請託を受けた職務上不正の行為をし、又は相当前の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、七年以下の懲役に処する。

3 前項の規定による立入検査について準用する。

（登録講習実施機関等の役職員）

第一項に規定する者が、その職務に關し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 犯人は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

4 犯人は情を知つた第三者に該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 第五条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による申請書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

6 第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

7 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条の二十四第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

8 第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

9 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分に違反して建設業を営んだとき。

10 第二十八条第三項又は第五項の規定による営業停止の処分に違反して建設業を営んだとしたとき。

11 第二十九条の四第一項から第三項まで若しくは第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けたとき。

12 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分に違反して建設業を営んだとき。

13 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

14 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

15 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

16 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

17 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

18 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

19 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

20 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

21 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

22 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

23 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

24 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

25 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

26 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

27 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

28 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

29 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

30 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

31 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

32 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

33 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

34 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

35 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

36 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

37 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

38 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

39 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

40 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

41 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

42 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

43 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

44 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

45 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

「登録講習実施機関等の役職員」という。は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による申請書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

三 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条の二十四第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

四 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分に違反して建設業を営んだとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けたとき。

六 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

七 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

八 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

九 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十一 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十二 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十三 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十四 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十五 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十六 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十七 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十八 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

十九 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十一 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十二 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十三 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十四 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十五 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十六 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十七 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十八 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

二十九 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十一 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十二 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十三 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十四 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十五 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十六 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十七 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

三十八 第二十九条の三第一項の認可を受けたとき。

し、又は第二十六条の二十二（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
**第五十二条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。  
一 第二十六条第一項から第三項まで又は第二十一条の三第七項の規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき。  
二 第二十六条の二の規定に違反したとき。  
三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつたとき。  
四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。  
五 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
七 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。  
六 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
八 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。  
九 第四十七条第一項、第二项の二第一項の規定による罰金刑を科する。

**第五十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。  
一 第四十七条 一億円以下の罰金刑  
二 第五十条又は前条 各本条の罰金刑  
**第五十四条** 第二十六条の十四第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条の十四第二項各号（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。  
一 第十二条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

二 正当な理由がなくて第二十五条の十三第三項の規定による出頭の要求に応じなかつた者	1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経る日から施行する。
三 第四十条の規定による標識を掲げない者	4 第四十条の二の規定に違反した者
四 第四十条の二の規定に違反した者	5 第四十条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者
五 第四十条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者	6 附 則（昭和二八年八月一七日法律第二二号）抄
（施行期日）	（施行期日）

六 附 則（昭和二八年八月一七日法律第二二号）抄	1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条の改正規定は、この法律公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
七 附 則（昭和三一年六月一一日法律第二二号）抄	1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
八 附 則（昭和三五年五月二日法律第七四号）抄	1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）

九 附 則（昭和四一年六月一二日法律第三二号）抄	1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
十 附 則（昭和四六年四月一日法律第三二号）抄	1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）

に係る旧法第二条第一項に規定する建設工事を施工することができる。附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合において、当該期間内に新法の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から二年を経過する日までの間に締結した請負契約があるときは、当該請負契約に係る建設工事の施工に関しては、その者につき当該処分がある日又は当該期間が経過する日において附則第五項の規定によりその例によるものとされる旧法第十五条第一項の規定による登録の抹消があつたものとみなし、なお従前の例による。

この法律の施行の際旧法第二十五条の十九第一項の規定による異議の申出がされている事件の処理については、なお従前の例による。

新法の許可を受けた建設業者が、旧法の建設業者であつた間に旧法第二十八条第一項に規定する場合に該当した場合における当該建設業者に対する処分及び注文者に対する勧告については、新法第二十八条第一項に規定する相当の場合に該当したものとみなして、新法第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。この場合において、新法第二十八条第三項中「二年以内」とあるのは、「六月以内」とする。

旧法第二十九条第一項第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による登録の取消しは、新法第八条（第十七条において準用する場合を含む）の規定の適用については、新法第二十九条第五号又は第六号に該当した場合における同条の規定による許可の取消しとみなす。

この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる建設工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和五〇年一二月一六日法律第九〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
 2 （経過措置）  
 3 この法律（附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為による。

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
 2 （罰則に関する経過措置）  
 3 第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条（施行期日）又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六二年六月六日法律第六九号）抄

1 （施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。  
 2 （経過措置）この法律の施行の際現に建設工事紛争審査会の特別委員に任命されている者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に申請をした建設業者についての経営に関する事項の審査については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に行つた経営に関する事項の審査及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行つた経営に関する事項の審査に係る再審査については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成六年六月二九日法律第六三号）抄

1 （施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条、第十一条第一項から第四項まで及び第十三条の改正規定、第十七条の改正規定（第六条第五号）を「第六条第一項第五号」に改める部分に限る。並びに第四十六条第一号の改正規定並びに附則第四項の規定の法律の公布の日目次の改正規定（第二十四条の七）に改める部分に限る。二 「第二十四条の七」に改める部分に限る。

三 第二十四条の六の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十八、第二十七条の二十三、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七の改正規定、第四十六条の改正規定（第三号の次に一号を加える部分に限る）並びに附則第五項から第九項までの規定

二 この法律の公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

三 第二十六条の改正規定、この法律の公布の日から起算して二年を経過した日

（罰則に関する経過措置）

## 第十三条 この法律の施行前に改正前の建設業法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合においては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

（聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

## 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（監理技術者資格者証及び監理技術者の選任に関する経過措置）

## 第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（変更の届出等に関する経過措置）

1 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る変更届出書の提出、当該改正規定の施行前に終了した営業年度に係る営業年度終了の時における書類の提出又は当該営業年度に係る書類の記載事項に変更が生じた旨の書面による届出については、改正後の建設業法第十一条第一項から第三項までの規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際に改正前の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている指定建設業監理技術者資格者証及び現に指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者は、それぞれ改訂後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている監理技術者資格者証及び監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなす。

3 この法律の施行前に改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者とみなされた者又は同法による改正前の建設業法第二十七条の十八第一項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者」とあるのは「建設業法の一部を改訂する法律（平成六年法律第六十三号）附則第五項の規定により監理技術者資格を有する者で同法による改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者」とし、移行期間における建設業法第二十六条第五項の規定の適用については、同項中「指定建設業監理技術者資格を有する者で同法による改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者」とあるのは「建設業法の一部を改訂する法律附則第五項の規定により監理技術者資格者証とみなされた指定建設業監理技術

3 この法律の施行前に改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けた者（許可の更新の場合にあつては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該許可の有効期間については、なお従前の例による。







第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定）（第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条））を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二—第六十七条の七）／に改める部分に限る。）」同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十七条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十七条の二の次に二条を加える改正規定中第一百四十四条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

第十二条 この附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前項の例による。

（政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

八六号 抄  
附 則（平成二五年一月二七日法律第八条）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（建設業法目次、第二十五条の二十七（見出しを含む。）及び第二十七条の三十七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十七条の三十八の次に一条を加える改正規定に限る。）及び附則第七条の規定 公布の日

二 第一条（建設業法別表第一の改正規定に限る。）、第四条（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十二条第一項の改正規定に限る。）及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の建設業法（以下「新建設業法」という。）第十一条第一項（新建設業法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新建設業法第五条第一号から第五号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

**第三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の建設業法（以下この条において「旧建設業法」という。）別表第一の下欄に掲げるとび・土工工事業第五項において「とび・土工工事業」という。）に係る旧建設業法第三条第一項の許可を受けている者であつて、新建設業法別表第一の下欄に掲げる解体工事業（以下この条において「解体工事業」という。）に該当する営業を営んでいたものは、同号に掲げる規定の施行の日（第五項において「第二号施行日」という。）から三年間は、解体工事業に係る新建設業法第三条第一項の許可を受けないでも、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に解体工事業に係る同項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者については、その者を解体工事業に係る新建設業法第三条第一項の許可を受けた者とみなして、新建設業法第四条及び第二十六条の二の規定を適用する。

3 第一項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者がその請け負った解体工事を施工する場合における新建設業法第二十六条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「当該建設工事に關し」とあるのは、「解体工事又はとび・土工・コンクリート工事に關し」とする。

4 第一項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者については、第四条の規定による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（附則第六条において「新建設資材再資源化法」という。）第二十一条第一項の規定は、適用しない。

5 新建設業法第七条第一号の規定による解体工事業に係る許可の基準については、第二号施設日前におけるとび・土工工事業に関する旧建設業法第七条第一号イに規定する経営業務の管理責任者としての経験は、解体工事業に関する新建設業法第七条第一号イに規定する経営業務の管理責任者としての経験とみなす。

（政令への委任）

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

八附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為による。

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

**附 則** **（平成一九年五月三一日法律第四四号）抄**

(政令への委任)

**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**

(平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**

(令和元年六月七日法律第二六号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 略

(二) 略

(三) 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条(第一号に掲げる改正規定を除く。)の規定

平成三十二年四月一日

**附 則** (令和元年六月一二日法律第三〇号)

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第四条** (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十一条第二項及び第二十七条の二第一項及び第二十七条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び

第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設業法一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた建設業法第三条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際許可又は許可の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例によ

る。

**附 則** (令和元年六月一二日法律第三〇号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

項の許可を受けている者又は前項の規定により

2 この法律の施行の際現に建設業法第三条第一項を経過した日から施行する。ただし、次の各号

項の許可を受けている者又は前項の規定により

なお従前の例によることとされる同条第一項の

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条规定に限る。)、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条规定に限る。)及び第一百五十六条の改正規定に限る。)及

び

五百九十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

七条(民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第二百六十三条、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す

る。

二 第六十一条

この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあっては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場

設業法第十九条第一項の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

三 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、新建

設業法第十九条第一項の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

四 新建設業法第十九条の五の規定は、施行日前に締結された建設工事の請負契約については、施行日に適用しない。

五 新建設業法第四十一条の二の規定は、施行日前に同条第一項の建設業者又は建設業を営む者に規定する建設資材を引き渡した同項に規定する建設資材製造業者等については、適用しない。

六 第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行日前に旧建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に合格した者は、新建設業法第二十七条第二項に規定する第二次検定に合格した者とみなす。

七 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日において新建設業法第二十七条第二項に規定する第二次検定に合格した者とみなす。

八 第四条 附則第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

九 第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

一 第六条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

二 第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

三 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新建設業法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

四 第九条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定)令和三年九月三十日

く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年六月一四日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九条の規定 公布の日

三 第一条（建設業法第三十四条の改正規定及び同法第四十条の三の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定及び次条第一項の規定

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条（建設業法第三十三条の改正規定及び同法第十九条の三に一項を加える改正規定、同法第十九条の五に一項を加える改正規定、同法第三十四条の六に改正規定、同法第十九条の六の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十四条の五の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第四十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定（第十九条の三）を「第十九条の三第一項」に改める部分に限る。）を除く。）及び第二条（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第十一條第二号の改正規定及び同法第十二条の改正規定を除く。）の規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日（次項及び次条において「第三号施行日」という。）の前日までの間ににおける第一条のうち建設業法第四十条の三の次に一条を加える改正規定による改正後の同法第四十条の四第一項の規定の適用については、同項中「建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二第七第二項に規定する措置の実施の状況」とあるのは、「建設工事の請負契約の締結の状況」とする。

2 第一条のうち建設業法第十九条第一項第八号の改正規定による改正後の同法第十九条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、第三号

施行日以後に締結される建設工事の請負契約に係る書面に記載する内容について適用し、第三号施行日前に締結された建設工事の請負契約に係る書面上に記載された内容については、なお従前の例による。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第三条 第三号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第二条、第三条、第四十条関係）

土木一式工事	建築一式工事	建築工事業	土木工事業
土木工事	大工工事	大工工事	土木工事
左官工事	左官工事	左官工事業	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	とび・土工事業
電気工事	電気工事	電気工事業	電気工事業
管工事	管工事	管工事業	管工事業
石工事	石工事	石工事業	石工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事	鉄筋工事業	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事	舗装工事業	舗装工事業
板金工事	板金工事	板金工事業	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事	ガラス工事業	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事	塗装工事業	塗装工事業
防水工事	防水工事	防水工事業	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事	内装仕上工事業	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	熱絶縁工事業
建具工事	建具工事	建具工事業	建具工事業
電気通信工事	電気通信工事	電気通信工事業	電気通信工事業
造園工事	造園工事	造園工事業	造園工事業
さく井工事	さく井工事	さく井工事業	さく井工事業
建具工事業	建具工事業	建具工事業	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事	水道施設工事業	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事	消防施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事	清掃施設工事業	清掃施設工事業

別表第二（第二十六条の八関係）

一 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、綠地又は造園に関するもの

を含む。）に関する学科

二 都市工学に関する学科

三 衛生工学に関する学科

四 交通工学に関する学科

五 建築学に関する学科

六 電気工学に関する学科

七 電気通信工学に関する学科

八 機械工学に関する学科

九 林学に関する学科

十 鉱山学に関する学科

解体工事業